

平成20年度の中小企業対策

中小・小規模企業の支援を強化！

平成20年度予算案（経済産業省）

平成20年度予算案	平成19年度予算	対前年増減
1,304億円	1,260億円	+44億円

（主な予算項目）

- 「農商工連携」の促進（103億円）
- 「頑張る小規模企業応援プラン」の推進（90億円）
- 事業承継の円滑化（25億円）
- 資金調達の円滑化（207億円）
- 下請適正取引等の推進（6億円）
- 地域中小企業の再生支援強化（45億円）

（参考）

平成19年度補正予算案

平成19年度補正予算案	平成18年度補正予算額	対前年増減
2,757億円	945億円	+1,812億円

【内訳】（財務省計上分を含む）

- ・原油高対策（中小公庫出資金）： 237億円（0億円）
- ・災害対策（中小公庫・国民公庫出資金）： 194億円（0億円）
- ・中小企業金融・信用補完（中小公庫補給金・出資金）： 2,326億円（915億円）

「農商工連携」の促進

産業の壁を取り払い地域を活性化！

1. 地域産品による新商品開発等の支援

- 地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新事業や、農水産品を原材料として活用した新商品の開発等を支援します。

2. IT活用による生産性向上・販売促進

- 中小企業者・農業者がIT経営の実践を進めるための取組を支援するほか、直販サイトの立ち上げや電子タグなどを活用した生産・流通の効率化に向けた取組を支援します。

3. 地域産品の輸出促進

- 地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出市場における調査等を実施します。

4. 農商工連携に関する新規立法措置（法案提出予定）

- 中小企業者と農林漁業者とが連携して行う新事業活動を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（仮称）を提出します。
- 農商工連携型の企業立地を促進するため、企業立地促進税制の対象業種に食料品製造業等を追加するなどの支援策の拡充を行い、企業立地促進法の改正案を提出します。

小規模事業者のサポート充実

「頑張る小規模企業応援プラン」を推進！

1. 財務会計の整備支援

- ITを活用して、小規模事業者が記帳を行い、経営力の基礎である財務会計を整備できるよう支援します。
- 財務状況や経営課題を明確化し、さらなる経営支援に活用します。

2. マル経融資の迅速化等

- 財務会計を整備した小規模企業に対して、国民公庫によるマル経融資の迅速化（※）、その他国民公庫融資の迅速化を行います。
 - ① 経営指導期間（原則6ヶ月）の短縮
 - ② 審査会の省略（最大1ヶ月程度の短縮）
- マル経融資制度の利便性を向上すべく、制度改正を行います。
 - ① 対象業種を生活衛生関連業種（※）に拡大
（※）飲食店、理美容、旅館、クリーニング 等
 - ② 貸付限度額550万円を1,000万円に拡大（※）
（※現在は、平成19年度まで（1年間）の特例として本枠550万に加え、別枠450万が設定）
 - ③ 貸付期間を延長
（運転資金4年→5年、設備資金6年→7年）

3. 全国の拠点できめ細やかな経営支援

- 全国に300箇所、先進的な経営支援を行うモデル拠点を整備します。
- 拠点には、コーディネーターを配置し、各分野の専門家を企業に派遣するなど、IT化や販路拡大等小規模企業が直面する経営課題に、きめ細かく対応します。

事業承継の円滑化

自社株式の相続税負担を大幅に軽減！

1. 事業承継税制の抜本拡充

- 自社株式の相続税の特例措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充します。
- 5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後、株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除されます。
- 中小企業全般が対象です。現行制度のような株式総額要件はありません。中小企業基本法上の中小企業が対象です。
- 新たな制度は、2008年の秋から実施される予定です。

2. 専門家のサポート・融資制度の拡充

- 全国100箇所に「事業承継支援センター」を開設します。センターでは、開廃業マッチング支援を始め事業承継に関するあらゆる問題について、弁護士を始めとする専門家がサポートいたします。
- 事業承継を支援する融資制度も拡充します。親族内承継、親族外承継を問わず、様々な事業承継の資金ニーズに対応できるようになります。

3. 事業承継円滑化のための新規立法の制定

- 事業承継を円滑化するための総合的かつ包括的な新規立法を次期通常国会に提出します。
- 新法には、現経営者が後継者へ自社株式を円滑に承継することを可能にするための民法の特例や、事業承継時の金融支援、税制上の措置の枠組みといった内容を盛り込みます。

原油高騰・建築着工減への対策

関連中小企業者の取組をサポート！

原油高騰・建築着工減への対策

（金融対策）

- 政府系中小企業金融機関によるセーフティネット貸付や信用保証協会のセーフティネット保証を実施しています。
- 政府系中小企業金融機関や信用保証協会に係る既往債務については、個々の中小企業者の実情に応じて、返済条件の緩和を行っています。
- 建築関連におけるセーフティネット保証の対象業種については、11月27日に、関連15業種の追加を行い、影響の広がりを踏まえ、12月18日に、新たに20業種（左官工事業、電気工事業、管工事業等）を追加しました。

（下請適正取引等の推進）

- 原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、検査を積極的に実施し、厳正に対処します。
- 原油高に伴う下請事業者への配慮等を、関係事業者団体等に要請しています。

（特別相談窓口）

- 政府系中小企業金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局に特別相談窓口を設置し、相談に応じています。

金融サポートの充実

中小・小規模企業を応援！多様な資金ニーズにも対応！

1. マル経融資の迅速化・利便性向上

- 財務会計を整備した小規模企業に対して、国民公庫によるマル経融資の迅速化を行います。
 - ① 経営指導期間（原則6ヶ月）の短縮
 - ② 審査会の省略（最大1ヶ月程度の短縮）

- マル経融資制度の利便性を向上すべく、制度改正を行います。
 - ① 対象業種を生活衛生関連業種（※）に拡大
（※）飲食店、理美容、旅館、クリーニング 等
 - ② 貸付限度額550万円を1,000万円に拡大（※）
（※現在は、平成19年度まで（1年間）の特例として
本枠550万に加え、別枠450万が設定）
 - ③ 貸付期間を延長
（運転資金4年→5年、設備資金6年→7年）

2. 売掛債権の早期現金化支援

- 手形取引が減少する中で、運転資金不足を克服できるよう、事業者が売掛債権を早期に現金化できるよう支援する制度を新設します。

3. 予約保証制度の創設

- 急な資金ニーズに対応できるよう、保証枠を予め確保する予約保証制度を創設します。

4. 新規立地・企業再建に対する低利融資

- 中小企業の新規立地に対する低利融資制度を創設します。
※最優遇金利から更に0.4%引き下げ
- 中小企業の企業再建に対する融資の金利を引き下げます。

下請適正取引等の推進

下請適正取引推進センターを全国に整備！

1. 下請適正取引推進センター（仮称）の整備

- 中小企業者の「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（※）の普及啓発を行います。

※親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するため、平成19年6月に素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設の8業種のガイドラインが策定されています。

2. 取締りの強化、体制の充実

- 原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、検査を積極的に実施し、厳正に対処します。
- 12月11日、同法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所等に対して、公取委事務総長と中企庁長官の連名で要請を行いました。
- 検査体制を強化し、事業者に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制を強化します。

3. 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底

- 11月27日、親事業者及び関係事業者団体等に対し、原油上昇に伴う下請事業者への配慮等を行うよう、経産大臣及び関係大臣から要請を行いました。
- 12月12日、トラック運送業対策として、十分な協議による運賃改定の必要性等、下請・元請・荷主における適正取引推進のための緊急要請を全国の経済団体等に対し行いました。（国交大臣と経産大臣の連名等）

○下請取引に関する相談窓口

<中小企業庁>

- ・中小企業庁事業環境部取引課
T e l 03 (3501) 1669 (直)
- ・北海道経済産業局
産業部中小企業課
T e l 011 (709) 1783 (直)
- ・東北経済産業局
産業部中小企業課
T e l 022 (222) 2425 (直)
- ・関東経済産業局
産業部中小企業課
T e l 048 (600) 0325 (直)
- ・中部経済産業局
産業部中小企業課
T e l 052 (951) 2748 (直)
- ・近畿経済産業局
産業中小企業課
T e l 06 (6966) 6023 (直)
- ・中国経済産業局
産業部中小企業課
T e l 082 (224) 5661 (直)
- ・四国経済産業局
産業部中小企業課
T e l 087 (811) 8529 (直)
- ・九州経済産業局
産業部中小企業課
T e l 092 (482) 5450 (直)
- ・沖縄総合事務局
経済産業部中小企業課
T e l 098 (862) 1452 (直) ※

<公正取引委員会>

- ・公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課
T e l 03 (3581) 3373 (直)
- ・北海道事務所 下請課
T e l 011 (231) 6300 (代)
- ・東北事務所 取引課
T e l 022 (225) 7095 (代)
- ・中部事務所 下請課
T e l 052 (961) 9424 (直)
- ・近畿中国四国事務所 下請課
T e l 06 (6941) 2176 (直)
- ・近畿中国四国事務所
中国支所 取引課
T e l 082 (228) 1501 (代)
- ・近畿中国四国事務所
四国支所 取引課
T e l 087 (834) 1441 (代)
- ・九州事務所 下請課
T e l 092 (431) 6032 (直)
- ・沖縄総合事務局
総務部公正取引室
T e l 098 (863) 2243 (直) ※

※平成20年3月24日以降、沖縄総合事務局は庁舎移転のため、以下の電話番号に変わります。
経済産業部中小企業課：098(866)1755(直) 総務部公正取引室：098(866)0049(直)

地域中小企業の再生支援の強化

中小企業再生支援協議会を機能強化！

1. 中小企業再生支援協議会の機能強化

- 発足以来、約13,000社の相談に応じ、約1,600件の再生計画策定支援を完了し、**10万人以上の雇用を確保する等**、着実な実績を積み上げてきた協議会の機能を更に強化し、本格化する地域中小企業の再生ニーズに対応します。

2. 協議会の案件対応能力の向上

- 協議会の体制を強化し、案件対応能力を向上させます。
 - ① 常駐専門家の増員（200人→300人）
 - ② 弁護士会、公認会計士協会、税理士会、中小企業診断協会等とのネットワークを強化
 - ③ デューデリジェンス（財務調査、事業性分析等）費用の助成拡大

3. 各協議会の活動支援の強化

- 中小企業再生支援全国本部の支援体制を拡充し、各協議会の活動支援を強化します。
 - ① 常駐専門家の増員（5人→20人）
 - ② 2,000人規模の専門家データベースを整備

4. 信用保証協会との連携

- 再生局面において主債権者となるケースが多い信用保証協会と再生支援協議会との連携を強化するとともに、信用保証協会の再生支援機能を充実します。

■再生支援協議会 連絡先一覧表

協議会名	設置主体	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	札幌商工会議所	011-222-2829
青森県中小企業再生支援協議会	(財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021
岩手県中小企業再生支援協議会	盛岡商工会議所	019-604-8750
宮城県中小企業再生支援協議会	(財)みやぎ産業振興機構	022-722-3858
秋田県中小企業再生支援協議会	秋田商工会議所	018-896-6150
山形県中小企業再生支援協議会	(財)山形県企業振興公社	023-646-7273
福島県中小企業再生支援協議会	(財)福島県産業振興センター	024-525-4091
茨城県中小企業再生支援協議会	水戸商工会議所	029-300-2288
栃木県中小企業再生支援協議会	宇都宮商工会議所	028-610-4110
群馬県中小企業再生支援協議会	(財)群馬県産業支援機構	027-255-6505
埼玉県中小企業再生支援協議会	さいたま商工会議所	048-836-1330
千葉県中小企業再生支援協議会	千葉商工会議所	043-227-1110
東京都中小企業再生支援協議会	東京商工会議所	03-3283-7425
神奈川県中小企業再生支援協議会	(財)神奈川中小企業センター	045-633-5143
新潟県中小企業再生支援協議会	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0096
長野県中小企業再生支援協議会	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-6235
山梨県中小企業再生支援協議会	(財)やまなし産業支援機構	055-220-2977
静岡県中小企業再生支援協議会	静岡商工会議所	054-253-5118
愛知県中小企業再生支援協議会	名古屋商工会議所	052-223-6953
岐阜県中小企業再生支援協議会	岐阜商工会議所	058-212-2685
三重県中小企業再生支援協議会	(財)三重県産業支援センター	059-228-3370
富山県中小企業再生支援協議会	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663
石川県中小企業再生支援協議会	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189
福井県中小企業再生支援協議会	福井商工会議所	0776-33-8293
滋賀県中小企業再生支援協議会	大津商工会議所	077-511-1529
京都府中小企業再生支援協議会	京都商工会議所	075-212-7937
奈良県中小企業再生支援協議会	奈良商工会議所	0742-26-6251
大阪府中小企業再生支援協議会	大阪商工会議所	06-6944-5343
兵庫県中小企業再生支援協議会	神戸商工会議所	078-303-5852
和歌山県中小企業再生支援協議会	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県中小企業再生支援協議会	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6701
島根県中小企業再生支援協議会	松江商工会議所	0852-23-0701
岡山県中小企業再生支援協議会	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9682
広島県中小企業再生支援協議会	広島商工会議所	082-511-5780
山口県中小企業再生支援協議会	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9931
徳島県中小企業再生支援協議会	徳島商工会議所	088-626-7121
香川県中小企業再生支援協議会	高松商工会議所	087-811-5885
愛媛県中小企業再生支援協議会	松山商工会議所	089-915-1102
高知県中小企業再生支援協議会	高知商工会議所	088-802-1520
福岡県中小企業再生支援協議会	福岡商工会議所	092-441-1221
佐賀県中小企業再生支援協議会	佐賀商工会議所	0952-27-1035
長崎県中小企業再生支援協議会	長崎商工会議所	095-811-5129
熊本県中小企業再生支援協議会	熊本商工会議所	096-311-1288
大分県中小企業再生支援協議会	大分県商工会連合会	097-540-6415
宮崎県中小企業再生支援協議会	宮崎商工会議所	0985-22-4708
鹿児島県中小企業再生支援協議会	鹿児島商工会議所	099-805-0268
沖縄県中小企業再生支援協議会	那覇商工会議所	098-868-3760